

現場代理人の常駐義務緩和について（お知らせ）

那覇市建設工事請負契約約款は、平成 23 年 4 月 1 日に改正され、第 10 条第 3 項で「現場 代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」となっています。そのため、下記の場合、工事主管課長は現場の状況や工事の困難性、施工の安全管理、周辺環境に与える影響等を考慮して現場代理人の常駐義務の緩和を判断することができるようになりました。

なお、この運用基準は、平成 23 年 4 月 1 日以降に公告又は通知する工事からの適用になります。

※平成28年 6 月 1 日付けで建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、現場代理人の常駐義務の緩和に関する金額について、下記（赤字）のとおり改正しました。改正後の運用基準は、平成28年 6 月 1 日から適用します。

<現場代理人の常駐義務を緩和できる場合及び注意事項>

※工事主管課長の承認を受けた場合に限り適用する。

（金額及び件数の制限）

1. 本市の発注工事で、原則として当初契約金額の合計が**3,500万円**未満の工事で、かつ受注件数が2 件以内であるときは、現場代理人の常駐を要しないで兼任することができます。ただし、変更契約等によって当該工事の合計額が**3,500万円**以上の工事となったときは、工事主管課長は、現場代理人の兼任を取り消し、新たに現場代理人等の配置請求をしなければなりません。その場合は、受注者は、これに応じなければなりません。

※本市の工事は、すべて現場代理人の常駐を原則とします。従って、1件の工事が**3,500万円**未満であっても、現場代理人の常駐が必要であり、常駐義務が免除される訳ではありません。ただし、当初契約金額の合計が**3,500万円**未満の工事の場合、2件までは現場代理人の兼任もできる 旨の規定です。つまり、この場合どちらかの工事現場に現場代理人が常にいることとなります。

（常駐期間の一部緩和）

2. 上記以外で発注者が債務負担行為による複数年度にまたがる工事等において、現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた下記①～⑤の場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間等を定めることができますようになりました。

- ①エレベーター工事等のような工場制作工事や植栽等の苗作成期間等、現場での作業を要しない場合
- ②基本工事中で現場に入れず、またその間、現場作業がおおむね不要な場合
- ③工事の全部の施工を一時中止する場合
- ④他の工事に劣後し、同時並行的に工事施工ができない場合
- ⑤その他、工事現場において作業が行われない期間が明確な場合

(協議書での確認)

3. 工事主管課長は、前1から2までの現場代理人の常駐緩和については、受注者と協議書を交わして確認することになります。

(連絡員の選定)

4. 受注者及び現場代理人は、工事現場との連絡を確実にする連絡員を選定することが必要となります。(分離分割工事を含む総合建設工事の場合等は、他社の社員を連絡員とすることも可。ただし、当該他社の承諾書が必要となります)

(受注者の義務及び責任)

5. 現場代理人の兼任等の承認によって現場代理人の常駐義務が緩和された場合であっても、工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務・責任を免除するものではありません。そのため現場代理人は、必要に応じて現場の安全管理等、随時監督員との連絡を図らなければなりません。

(工事成績の減点及び指名停止等の対象)

6. 工事主管課長は、現場代理人を兼任したことにより、現場体制に不備が生じ、又は安全若しくは現場を取り巻く環境等に支障があると認める場合は、現場代理人の兼任を取り消し、新たに現場代理人等の配置請求しなければなりません。また受注者は、この指示に従わないときは、工事成績の減点、指名停止等の対象となります。

(期間の緩和の工事成績の減点及び指名停止等の対象)

7. 工事主管課長は、現場代理人の常駐期間の緩和について、当初定めた期間内であっても、現場体制に不備が生じ、又は安全若しくは現場を取り巻く環境等に支障があると判断した場合は、直ちに常駐緩和の承認を取り消すものとし、受注者は、速やかに現場代理人を現場に配置しなければなりません。この指示に従わないときは、工事成績の減点、指名停止等の対象となります。

平成 28年 9月30日

那覇市 総務部 法制契約課

(Tel) 9 5 1 - 3 2 5 3

(Fax) 9 4 3 - 0 2 8 9

現場代理人兼任申請書

1. 兼任を希望する工事

工 事 番 号			
工 事 名			
工 期	年	月	日
契約(予定)金額			
現場代理人氏名			
連絡員氏名		連絡先	

2. 既受注の工事の承認等

平成〇〇年〇〇月〇〇日、上記1について兼任を承認する。 〇〇〇〇課長 印

工 事 番 号			
工 事 名			
工 期	年	月	日
契約(予定)金額			
現場代理人氏名			
連絡員氏名		連絡先	

那覇市〇〇〇〇課長 様

上記のとおり、この工事の現場代理人は、既に受注している工事の現場代理人と兼任させたいので承認申請します。なお、連絡員を選任し、現場代理人が不在の場合、常に連絡のとれる体制を整えておくことを誓約いたします。

年 月 日

所在地(住所)
受注者 商号又は名称
代表者氏名

印

現場代理人兼任承認通知書

申請のあった上記工事の現場代理人については、兼任配置することを承認します。

年 月 日

所在地(住所)
受注者 商号又は名称 様
代表者氏名

那覇市
〇〇〇〇課長

印

※既受注工事は、現場代理人選任通知書の写しを添付してください。

※連絡員が分離・分割工事を含む、総合建設の基本建設請負者等の自社以外の社員である場合は、その会社の承諾書を添付してください。

※この申請書は2部作成して、一部は協議書に添付し、一部は申請者に交付して下さい。

現場代理人常駐期間の緩和申請書			
常駐緩和期間を希望する工事			
常駐期間緩和理由	(例1)エレベーター工事等のような工場制作工事。(例2)基本工事中で現場に入れない。(例3)工事中止期間。(例4)他の工事に劣後し、同時並行的に工事施工できない。(例5)工事現場において作業が行われない期間。		
工事番号			
工事名			
常駐緩和期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日の工期の内、平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日までの期間		
契約(予定)金額			
現場代理人氏名			
連絡員氏名		連絡先	
<p>那覇市〇〇〇〇課長 様</p> <p>上記のとおり、この工事一部期間の現場代理人の常駐義務免除の承認申請します。なお、連絡員を選任し、現場代理人が不在の場合、常に連絡のとれる体制を整えておくことを誓約いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> 所在地(住所) 受注者 商号又は名称 代表者氏名 </p> <p style="text-align: right;">印</p>			
現場代理人常駐期間の緩和承認通知書			
<p>申請のあった上記工事の期間について現場代理人の常駐義務免除を承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> 所在地(住所) 受注者 商号又は名称 代表者氏名 </p> <p style="text-align: center;">那覇市 〇〇〇〇課長</p> <p style="text-align: right;">様 印</p>			

※既受注工事は、現場代理人選任通知書の写しを添付して下さい。

※連絡員が分離・分割工事を含む総合建設工事の基本建設請負者等の自社以外の社員である場合は、その会社の承諾書を添付して下さい。

※この申請書は2部作成して一部は協議書に添付し、一部は申請者に交付して下さい。